蜜蜂の配置調整について

地区養蜂組合内での新規飼育希望に係る配置調整に当たっては、次の事項に留意の上、適切に対応してください。

□ 現状の把握

地区養蜂組合員と管轄エリア内における飼育者や飼育場所等の**情報を共有**すること。

↳ 飼育者リスト、飼育場所図面の作成 など

□ 調整会議の実施

地区養蜂組合の管轄エリア内において、「新規飼育」や「増群」の希望がある場合は、必ず**調整会議を実施**し、組合員との調整を行うこと。

↳ 調整対象者が組合員のみの場合についても、**必ず実施**すること。

□ 事前調整会議の実施

新規等希望者との蜂群の配置調整に当たっては、各地区養蜂組合における調整会議開催前に**事前調整会議を実施**すること。

□ 調整会議結果の報告

調整会議の結果は、地区養蜂組合長が速やかに北海道養蜂協会を通じ、**北海道へ報告**すること。

↳ 報告がない場合には、飼育届出書の不受理や転飼許可を行わないなどの措置を講ずる場合があります。

北海道農政部畜産振興課
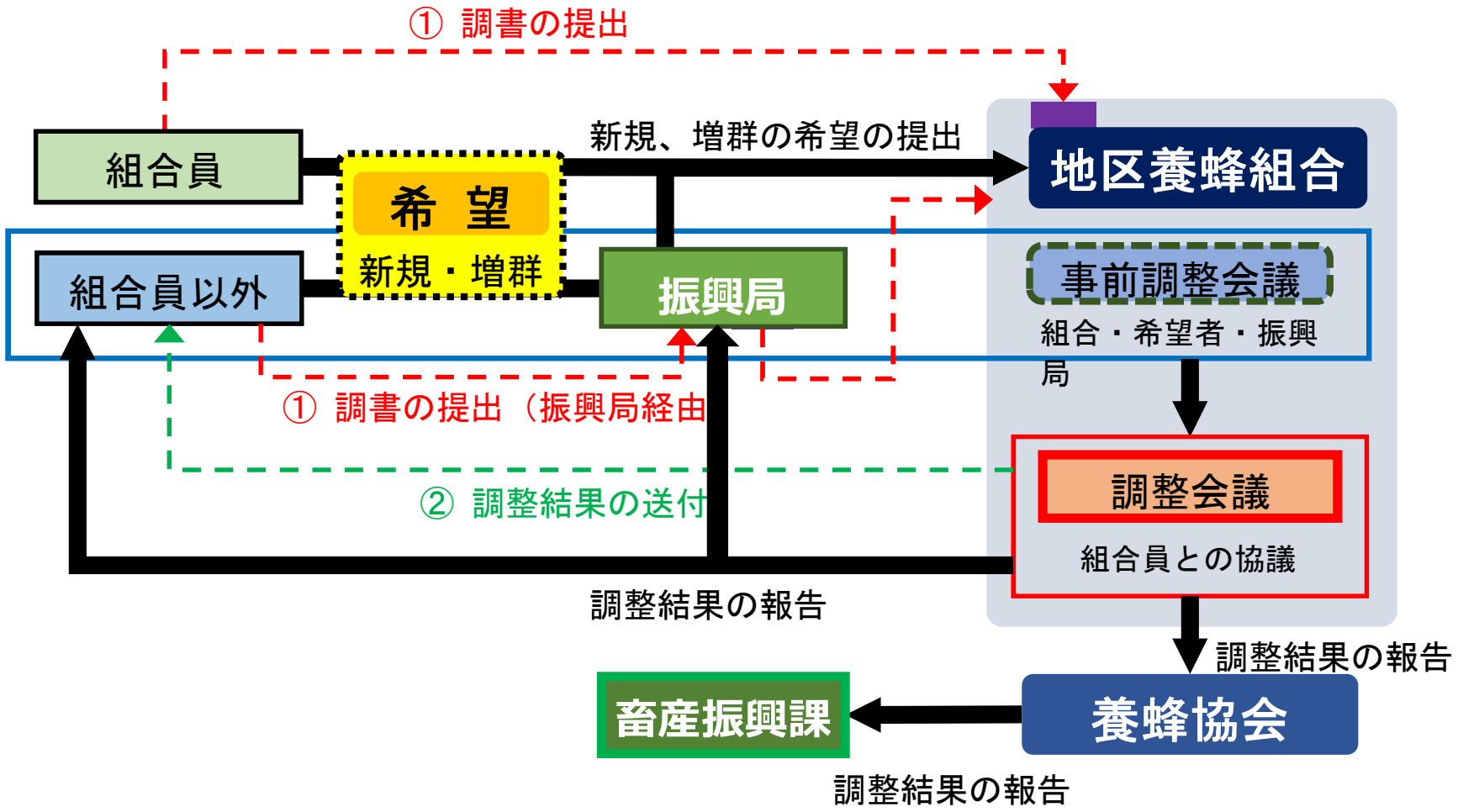
蜜蜂の配置調整について